



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

635	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
636	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	1
637	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
638	"	( " ).....	2
639	"	( " ).....	2
640	"	( " ).....	2
641	"	( " ).....	3
642	大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	3
643	保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	3
644	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	4

## 告 示

### 和歌山県告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年5月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有医新 4-26	広川診療所	有田郡広川町広316	平成 30. 3. 31
岩医新 11-26	泉谷皮膚科	岩出市根来16-1	令和 5. 2. 28
有市薬新 26-02	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	令和 5. 3. 31
田医新 47-26	さとう眼科本宮分院	田辺市本宮町本宮921-2 うらら館内	令和 5. 3. 31
西薬新 27-28	アイム薬局	西牟婁郡白浜町堅田2792-5	令和 5. 3. 31

### 和歌山県告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示す

る。

令和5年5月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市薬新 31-05	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	令和 5.4.1
岩医新 55-05	泉谷皮フ科	岩出市根来16-1	令和 5.4.1

## 和歌山県告示第637号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年5月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
池田薬局	日高郡みなべ町南道50	—	池田兼代	令和 5.5.1

## 和歌山県告示第638号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年5月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
Miraise株式会社	和歌山市狐島600番地1 シマハイツ10 5号	訪問看護リハビリ手to手	令和 5.5.1

## 和歌山県告示第639号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年5月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
宗教法人木本八幡宮 木本こ ころの診療所	和歌山市木ノ本1153	山本眞弘	令和 5.5.1

## 和歌山県告示第640号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年5月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社あかりホーム	和歌山市橋向丁32番地	あかり訪問看護	令和 5.5.1

**和歌山県告示第641号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年5月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社サンライズ	日高郡みなべ町堺353-3	訪問看護ステーションふらっと	令和 5.5.1

**和歌山県告示第642号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年5月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス御坊菌店  
和歌山県御坊市菌字上菌田425番1外

## 2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第9号

## 3 意見の概要

- (1) 当該地付近にはバス停がありますので、付近の安全並びにバスの乗降及び運行に支障を来すことがないように、配慮してください。
- (2) 環境関係法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。

## 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）  
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）

## 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年5月23日から同年6月23日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第643号**

令和5年和歌山県告示第419号（以下「告示第419号」という。）で告示した保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年5月23日

- 1 所在が不明である通知の相手方  
松本茂  
芝庄司  
宮井きよ
- 2 解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由  
告示第419号のとおり

**和歌山県告示第644号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年5月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）